



ほしょうにん きんきゅうれんらくにん み  
保証人・緊急連絡人が見つからぬために  
みんかんちんたいじゅうたく か  
アパートなどの民間賃貸住宅を借りられない方 かた



川崎市

かわさきし きょじゅうし えんせいど あんない  
**川崎市居住支援制度のご案内**

アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人・緊急連絡人がいないために、住宅を借りられない場合に、次の支援を行い、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- ・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- ・川崎市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りなどを行います。

**対象者**

- ①高齢者
- ②障害者
- ③外国人
- ④ひとり親世帯
- ⑤DV被害者等
- ⑥ホームレス自立支援施設から退所する者
- ⑦児童福祉施設等退所者等
- ⑧指定難病・特定疾患患者

**その他の要件**

- ◎給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
  - ◎自立した生活ができる方
  - ◎原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人※を確保できる方
- ※連帯保証人は異なり、連帯して債務を負うものではありません。なお、緊急連絡人の確保に努めたが、確保が非常に困難な方は、事前に川崎市住宅供給公社までご相談ください。

**利用者の負担**

- ◎月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料として入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。
- ◎2年間の次の特約付火災保険に加入していただきます。  
「借家人賠償責任保障額」が1000万円以上  
「個人賠償責任保障額」が1000万円以上

たいしょうしゃ 対象者(※注1)	たいしょうしゃ 対象者の要件
こうれいしや 高齢者	<p>つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること</p> <p>かわさきしない す まん さいいじょう たんしんしゃ ①川崎市内に住んでいる満60歳以上の単身者</p> <p>かわさきしない す まん さいいじょう こうれいしや どうきょん はいぐうしや こ まご ②川崎市内に住んでいる満60歳以上の高齢者で、同居人が、配偶者、子、孫、兄弟又は満60歳以上の親族である方</p>
がいこくじん 外国人	<p>つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること</p> <p>かわさきしない じゅうしょ じゅうみんひょうまた ざいりゅう か 一 ど とくべつえいじゅうしや ①川崎市内に住所があることを住民票又は在留カード、特別永住者証明書、在勤証明書、在学証明書のいずれかで確認できる方</p> <p>かわさきしない じきょうしょ きんむ がいこくじん ②川崎市内の事業所に勤務する外国人</p> <p>かわさきしない がっこう かよ がいこくじん ③川崎市内の学校に通う外国人</p>
おやせたい ひとり親世帯 (母子家庭など)	<p>かわさきしない す きいみまん こ どうきょ はいぐうしや かたまた じどう 川崎市内に住んでいて、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方</p>
していなんびよう 指定難病・特定疾患患者	<p>かわさきしない す とくていしつかんかいよう じゅきゅううしやしょう また とくていりょうひ してい 川崎市内に住んでいて、特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証を所持する方</p>
しようがいしや 障害者	<p>かわさきしない す しんたいしおがいしやてちょう りょういくてちょうまた せいしんしおがいしやほけんふくし 川崎市内に住んでいて、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者で、原則として障害者支援団体等からの紹介を得られる方</p>
ひがいしやとう DV被害者等 (※注2)	<p>つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること</p> <p>かわさきしない ひがいしやたんとうまどぐち とう りゆう そうだん いちじほ ごしせつ ①川崎市内のDV被害者担当窓口にDV等を理由として相談し、一時保護施設に入所し、退所する予定の方若しくは退所後2年未満の方</p> <p>かわさきしない ひがいしやたんとうまどぐち とう りゆう そうだん とう ②川崎市内のDV被害者担当窓口にDV等を理由として相談し、DV等により住宅の確保に配慮を要する方</p>
ほーむれすじりつせんしせつ ホームレス自立支援施設 たいしょしゃ 退所者	<p>かわさきしない ほーむれすじりつせんしせつ たいしょ もの たいしょ ご ねんかん 川崎市内のホームレス自立支援施設から退所する者で、退所後2年間アフターケア支援を受けられる方</p>
じどうふくししせつとうたいしょしゃ 児童福祉施設等退所者等	<p>つぎ ようけん み 次の要件のいずれかを満たしていること</p> <p>かわさきしない じどうふくししせつとう じどうようごしせつ じどうしんりちりょうしせつ じりつえんじょほーむ ①川崎市内の児童福祉施設等(児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設等)から退所若しくは里親から自立する方、又は既に退所若しくは自立した方で、25歳未満の方</p> <p>かわさき そ ち にゅうしょ しがい じどうふくししせつとう たいしょ も さとおや ②川崎市の措置により入所した市外の児童福祉施設等から退所若しくは里親から自立する方、又は既に退所若しくは自立した方で、25歳未満の方</p>

ちゅう ちんたいしやくけいやくしやおよ ほしょういたくけいやくしや たいしょしゃ ひつよう どういつせたい しゃかいつうねんじょう  
注1) 賃貸借契約者及び保証委託契約者が対象者である必要があります。同一世帯において、社会通念上

ちんたいしやくけいやくしや かた けいやく おこな  
賃貸借契約者となるべき方が契約を行ってください。

ちゅう どめ すて いっく ばい おれんす はいぐうしや した かんけい もの ぼうりょく ぼうげん  
注2) DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者などの親しい関係にある者からの暴力や暴言のことです。

りょうてつづ 利用手続き		ひつようしょりい　ちゅう 必要書類(※注3)
こうれいしゃ 高齢者	① 制度内容と対象者要件を確認してください。 相談窓口は川崎市住宅供給公社です。	じゅうみんひょう　うつ 住民票の写し
がいこくじん 外国人	② 協力不動産店で賃貸住宅を探してください。 協力不動産店リストをお求めの方は、まちづくり局住宅整備推進課、川崎市住宅供給公社、区役所にお問合せください。	じゅうみんひょう　うつしまた　ざいりゅうか　一　どまた 住民票の写し又は在留カード又は とくべついじゅうしょじょうめいしょまた　ざいきんしょじょうめいしょ 特別永住者証明書又は在勤証明書 また　ざいがくしょじょうめいしょ 又は在学証明書
おやせたい ひとり親世帯	③ 気に入った賃貸住宅が見つかったら、 協力不動産店で、制度利用の手続きをします。 ・申込書等の記入 ・必要書類の確認 ・保証料等の支払い	じゅうみんひょう　うつ　および　とくてい　しつかん　いりょう 住民票の写し及び特定疾患医療 じゅきゅうしょじょまた　とくていりょうひ　していなんびょう 受給者証又は特定医療費(指定難病) じゅきゅうしょじょまた 受給者証
していなんびょう　とくていしつかん 指定難病・特定疾患 かんじや 患者	① 原則、障害者支援団体(社会福祉法人、NPO法人など。以下支援団体)の支援が必要です。	
しょうがいしゃ 障害者	② 川崎市と支援団体の間で協定書を取りかわします。	じゅうみんひょう　うつ 住民票の写し しょうがいしゃてちょう 障害者手帳
	③ 支援体制や自立して生活できることを確認するための面談を行います。	しえんたいせい　じりつ　せいかつ 支援体制協議書など
	④ 協力不動産店で部屋探しを行ってください。	→ 詳細はまちづくり局住宅整備 すいしんか　ごそだん 推進課まで御相談ください。
	⑤ 気に入った賃貸住宅が見つかったら、 協力不動産店で、制度利用の手続きをします。	
ひがいしゃとう DV被害者等 (※注2)	① 区役所などで対象者であることを確認する必要があります。詳細はまちづくり局住宅整備推進課にお問合せください。 ※対象者であることを確認した際に、 協力不動産店リストをお渡します。	※川崎市居住支援制度(第5号様式) の備考欄に川崎市居住支援確認済印があることが必要です。
ほーもれす ホームレス じりつせん 自立支援 せつたいしょしゃ 施設退所者	② 協力不動産店で賃貸住宅を探してください。	ほーもれす　じりつせん　せつたいしょしゃ　ばあい ホームレス自立支援施設退所者の場合 は、川崎市居住支援制度利用申込書 (第5号様式)の裏面にアフターケア 支援を受けることの印も必要となります → 詳細は所管課の確認窓口にお問合せください。
じどうふくし 児童福祉 しせつとう 施設等 たいしょしゃ 退所者	③ 気に入った賃貸住宅が見つかったら、 協力不動産店で、制度利用の手続きをします。 ・申込書等の記入 ・必要書類の確認 ・保証料等の支払い	

注3) 上記のほか、通常の賃貸借契約を行う時に、不動産店から必要な書類を求められる場合があります。  
 その他) 生活保護を受けられている方は、可能な場合、代理納付での家賃支払いをお願いします。

## **保証会社が行う内容**

家賃滞納等の場合、原則次の①、②を保証会社が立て替えて支払います。

### ①滞納家賃及び付帯する遅延損害金

(家賃及び共益費の7か月分を限度とします。)

### ②退去に伴う原状回復費及び残置家財等の処分費

(家賃及び共益費の3か月分(敷金で相殺した差額)を限度とします。)

※ 後日、利用者等は、保証会社が立て替えた家賃などを、保証会社に支払っていただきます。

## **賃貸住宅の探し方**

対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備推進課などで協力不動産店のリストを配布しています。ご自分で協力不動産店をまわって、賃貸住宅を探してください。

## **制度対象者の確認**

DV被害者一時保護施設退所者等、ホームレス自立支援施設退所者及び児童福祉施設等退所者等については、川崎市役所や各区地域みまもり支援センター、各児童相談所等で、制度対象者であることを確認する必要があります。詳しくは、まちづくり局住宅整備推進課に御相談ください。

### **お問合せ**

◎川崎市住宅供給公社

**TEL 044-244-7590**

FAX 044-244-7590

〒210-0006川崎市川崎区砂子1-2-4  
川崎砂子ビル2階

◎川崎市まちづくり局住宅整備推進課

**TEL 044-200-2997**

FAX 044-200-2997

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地  
(明治安田生命ビル6階)

